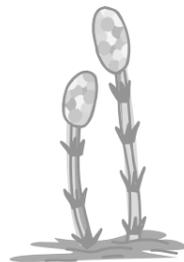


商工会の行事予定(1月~6月)

- 1月初旬 年末調整作成個別指導(各支所)
- 1月15日 経営改善資金審査会
- 1月18日 国分寺町冬のまつり(橘ノ丘総合運動公園)
- 1月24日 女性部新年会
- 1月26日 理事会
- 2月11日 (社)高松法人会香南町支部日帰り研修
- 2月16日 経営改善資金審査会
- 2月中旬 決算・確定申告書作成個別指導(各支所)3月15日まで
- 3月16日 経営改善資金審査会
- 3月中旬 各地区にて地区懇談会開催
- 4月初旬 塩江さくらまつり
- 4月15日 経営改善資金審査会
- 4月下旬 青年部通常総会
- 4月下旬 女性部通常総会
- 5月初旬 理事会
- 5月15日 経営改善資金審査会
- 5月下旬 第3回通常総代会
- 6月初旬 しおのえホテルまつり
- 6月15日 経営改善資金審査会



必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も

香川県最低賃金は、平成20年10月19日から

時間額 651円

に改定されました。

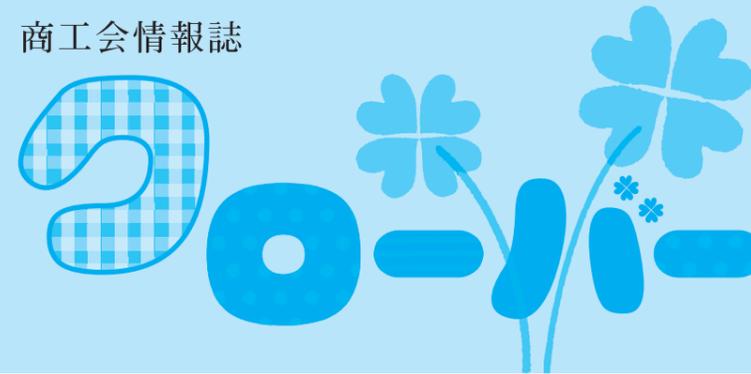
この最低賃金は、臨時やパートを含むすべての労働者に適用されます。ただし、特定の産業(①冷凍調理食品製造業、②一般機械器具製造業、③電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業、④船舶製造・修理業、船用機関製造業)については、特定最低賃金が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせ先

香川労働局賃金室

☎(087)811-8919

商工会情報誌



VOL.4

平成21年1月1日発行

高松市中央商工会

〒761-1706 高松市香川町川東上1743番地9
TEL 087-879-2498 FAX 087-879-2470
山田支所 TEL 087-848-1071 FAX 087-848-1195
香川支所 TEL 087-879-2498 FAX 087-879-2470
塩江支所 TEL 087-897-0232 FAX 087-897-0232
香南支所 TEL 087-879-3100 FAX 087-879-3129
国分寺支所 TEL 087-874-0707 FAX 087-874-4480



新春のご挨拶



高松市中央商工会
会長 石丸芳孝

平成21年の新春を迎え、商工会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、最近の我が国経済は20年度上期よりの原油価格の高騰に伴う、原材料や製品価格の大幅な上昇や、米国に端を発した金融危機が世界経済の混乱を招き、景気の更なる悪化が懸念され、先行き経済の不透明さが深刻に危惧されているところです。

一方、商工会を取り巻く環境は、地域活力の低下に加え、公共事業の削減や過剰なまでの郊外型大型店の出店等により地域の商工業は最大の危機を迎えようとしております。

そうした中、商工会は、中小企業、とりわけ小規模零細企業へのきめ細かな支援機能の充実向上を目指すとともに、農商工連携等新たな役割が求められてきていることから、更なる組織強化を図るべく、昨年4月1日には旧国分寺町商工会を吸収合併して、新しい高松市中央商工会を設立したところであります。

本会としても合併により、組織の合理化、地域事業者への巡回指導の強化を積極的に行うなど、効果的に事業が執行できる体制を整備しているところであります。

ところで、市の商工会に対する補助金については、行政合併後3年間については旧町からのと同額補助金が交付されていましたが、その後については再度協議を行うこととなっておりました。そのことにつきましても市当局のご理解の下、今後の商工会運営に支障がおきないようなシステムが構築されました。そのことを皆様方にご報告が出来ますことが何よりの喜びであります。今後の商工会運営が「安心安定」した運営が行えるものと確信いたしております。

今後とも、会員の皆様には「期待と信頼される商工会」を目指して、更に精進してまいり所存でありますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様にとりまして、新しい年が安定した企業経営が出来ます年となりますようお祈り申し上げますとともに、皆様の益々のご活躍とご繁栄をご祈念申し上げ、新春のご挨拶と致します。

経営者の退職金制度を知っていますか?

「小規模企業共済」ってのは経営者が事業をやめたり、役員を退いたときなどに備える退職金制度なんだって!

事業資金などが借りられる契約者貸付制度もあるって知ってました?

毎月3万円の掛金(年間36万円)で例えば課税対象所得400万円の方ならば108,000円の節税!にもなるのよ!

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは高松市中央商工会まで。本制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しております。

公庫金利情報

(平成20年12月10日現在)

普通貸付 **2.50%**(年利率) 経営改善貸付 **2.20%**(年利率)

税制改正のポイント



減価償却制度の改正をはじめとする近年の税制改正は、個人事業者に関係する大きな見直しがおこなわれています。ここでは平成20年分から適用となる所得税を中心に、とくに個人事業者にかかわる税制改正事項を掲載しています。改正内容を再確認して決算・申告にそなえましょう。

平成20年分から適用される主な改正事項

1 減価償却制度改正における均等償却の適用

平成19年3月31日までに取得し、その年の決算以前に取得価額の95%まで償却した減価償却資産については、平成20年分より、その資産の未償却残高(取得価額の5%相当額)から1円を控除した金額を5年間にわたり均等償却します。

2 リース取引に係る会計基準・税制の見直し

リース取引における会計基準ならびに税務上の取扱いが見直されました。その概要は次のとおりです。平成20年4月1日以後に締結するリース取引については、原則としてリース資産の売買があったものとみなされ、引渡しを受けたリース資産は減価償却資産となります。減価償却費の計算をおこなう場合には、原則、リース料の総額を取得価額として、次のリース期間定額法によりおこないます。

$$\text{リース資産の取得価額} \times \frac{\text{その年におけるリース期間の月数}}{\text{リース資産のリース期間の月数}} = \text{リース資産の減価償却費}$$

(注) 取得価額に残価保証額が含まれている場合には、その残価保証額を控除します。

なおリース取引の内容によってリース期間定額法以外の取扱いをおこなうケースもありますので注意が必要です。また当該リース資産の引渡しを受けたときに資産の譲渡があったものとみなされますので、消費税における課税仕入れの対象となります。

3 電子申告における第三者作成書類の添付省略の拡充

イータックスを利用して所得税の確定申告をする場合、記載内容を入力して送信することにより添付または提示を省略することができる第三者作成書類の範囲が拡大されています。ただしこの場合には、該当する書類を3年間保管しておく必要があります。

4 住宅の省エネ改修促進税制の創設

住宅の省エネ改修工事を含む増改築工事をおこない、平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住用に使用したときは、その工事費用に借り入れた住宅ローンの年末残高(1,000万円を限度)の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除できます。

控除率	特定の省エネ改修工事の住宅ローンは、200万円を限度に年末残高の2.0%を控除 それ以外の増改築工事の住宅ローンは、年末残高の1.0%を控除
対象住宅ローン	償還期間が5年以上
対象工事	省エネ改修工事の費用が30万円超のもの

また平成19年分までの住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲に省エネ改修工事が追加され、本制度との選択制になります。

(注1)「省エネ改修工事」とは、①居室のすべての窓の改修工事または①の工事と併せておこなう②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となり、かつ改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当以上あがることとなるもの(証明書添付)をいいます。
(注2)「特定の省エネ改修工事」とは、省エネ改修工事のうち改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当と認められる工事をいいます。

事業承継をお考えの皆様へ



こんな理由で事業承継対策を先送りしていませんか? 近年、中小企業経営者の高齢化が進展するなか、特に親族内における後継者の確保が益々困難になってきています。事業承継の問題は、何も対策を立てずに放置しておくといざ事業承継という時に財産相続などの分配をめぐるめめ事が起きる、後継者が経営ノウハウを知らない、取引先・従業員の信頼を得られない等といった問題が生じ、最悪の場合は廃業に至ってしまいます。

そのようなことにならないように、事前に後継者の候補者を見つけ、その候補者を育成し、徐々に経営権を移していくといった計画的な長期の取り組みが大切です。

このように「いつ起こるか分からないが、いつかは必ず訪れる」というのが事業承継問題です。

商工会は、事業承継をお考えの事業所の皆様の相談窓口となっております。専門家を無料で派遣することにより、スムーズな事業承継のサポートをさせていただくことも可能ですので、お悩みの事業所の方はぜひ1度商工会までご連絡ください。

ふるさとフェスティバル2008でバザー開催 ～女性部香川支部～

ふるさとフェスティバル2008(第33回香川町文化祭)が平成20年11月1日から2日間(10月31日は前夜祭)にわたって、同町の高松市香川総合体育館で開催されました。

今回の文化祭は、前夜祭の素人カラオケのど自慢大会から始まり、町民の皆さんの力作がそろった屋内展示や公演、各種バザーが行われ、たくさん人で賑わっていました。そのなかで女性部香川支部は、温かいうどんのバザーを行い当日の寒さも手伝いたくさんの人が美味しそうに食べて、心も体も温かくなっていました。

なお、この文化祭ですが今回が香川町文化祭としては最後の文化祭となるとのことで、みなさん名残惜しそうに最後の文化祭を楽しんでいました。



西岡光部員が 県主張者発表大会に出場!

平成20年7月17日県商工会連合会にて開催された香川県商工会青年部主張者発表大会に西岡光部員が高松市中央商工会青年部を代表して出場致しました。

県下5ブロックから出場の前線揃いの中、『青年部活動と地域振興・まちづくり～子どもたちが笑顔で過ごせるまちになるために～』をテーマに旧香南町商工会青年部時代からの子どもたちが笑顔で暮らせるまちになれば、まちも元気になり産業も元気になるのではないかとという視点から青年部が行ったいろいろな地域振興の行事やそこから生まれたことなど約10分間の熱い発表を行いました。

結果は残念ながら表彰外でしたが、今後の青年部活動に活かしていくことを感じさせる主張大会となりました。

